

志 監 委 第 2 1 号  
令和5年 7月21日

志賀町長 小泉 勝 様

志賀町監査委員 野崎 豊昭  
同 林 一夫

令和5年度定期監査（前期分）の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりこの結果を報告します。

志監委第21号の2  
令和5年 7月21日

志賀町議会議長 福田 晃悦 様

志賀町監査委員 野崎 豊昭  
同 林 一夫

令和5年度定期監査（前期分）の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりこの結果を報告します。

## 令和5年度定期監査（前期分）結果報告書

### 1 監査の実施期間

令和5年6月29日（木）

### 2 監査の対象

議会事務局

### 3 監査の範囲

令和5年度に執行される財務に関する事務及び経営に係る事業の管理（ただし、必要に応じて前年度の事務を含む）。

### 4 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務及びこれに関連する事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか、組織及び運営の合理化が図られているか等を主眼として実施することとし、提出された関係書類の審査・点検を実施するとともに、事業の抽出により関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 5 提出された調査書類

- ① 事務事業に関する調書
- ② 委託業務に関する調書
- ③ 工事に関する調書
- ④ 備品に関する調書
- ⑤ 補助金・負担金・交付金に関する調書
- ⑥ 町有財産に関する調書
- ⑦ 借受財産に関する調書
- ⑧ 貸付財産に関する調書
- ⑨ 懸案事項及び特に苦心する業務

### 6 監査結果及び所見

監査の結果、財務に関する事務及びこれに関連する事務の執行については、適正に執行されていると認められたが、一部の事業において、検討を要する事項が見受けられたので、以下のとおり意見、要望を述べる。

#### <意見要望>

タブレットの導入による議会のICT化は時代の流れでもあり、資料のデジタル化や情報共有を図ることで議員活動の活発化に効果が見込まれるが、行政側との連携を図り、議員への操作研修を入念に行い、最大限の効果が得られるよう努められたい。

行政視察については現地視察ならではの事業効果も考えられるが、目的を明確にし、必要に応じて行き、その結果や町政への効果などを報告し、町民から理解を得られるよう努められたい。